

建設工事
設計等

平成30年度

競争入札参加資格審査

申請の手引

(公財)北海道農業公社

〔申請に当たっての注意事項〕

- 申請等に当たっては、この「申請の手引」をよく理解し、誤記入のないようにしてください。
- 受付期間内に、申請の手続きが終了するようにしてください。
- 申請書は、その内容について説明できる方が持参してください。なお、郵送又はファクシミリによる申請書類の提出は認めていませんので、必ず申請書類を持参のうえ受付場所に提出してください。

はじめに

(公財)北海道農業公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事や設計等などの競争入札に参加できる方は、公社がその資格を有すると認めた方に限られます。

そのため、公社が発注する建設工事や設計などの競争入札に参加を希望する方は、あらかじめ、定められた申請書類を公社に提出し、資格を有するかどうかの審査を受けなければなりません。

目 次

I 入札参加資格審査のしくみ

第1 競争入札参加資格について -----	1
1 資格の種類 -----	1
2 資格の要件 -----	1
3 資格の有効期間 -----	3
第2 資格審査の申請について -----	6
1 申請の受付 -----	6
2 申請の方法 -----	8
第3 協同組合等について -----	11
1 資格要件の特例 -----	11
2 申請書類 -----	11
3 審査方法 -----	11
第4 契約履行が可能な地域を所管する主な発注支所について -----	12
第5 再審査の申請について -----	12
第6 変更届の提出について -----	12
1 変更の届出 -----	13
2 留意事項 -----	13
第7 年間委任状について -----	14

II 申請書類の作成要領

第1 ① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書 -----	15
第2 ② 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し -----	15
第3 ③ 事業経歴書（設計等の資格を希望する場合のみ） -----	15
第4 ④ 身分証明書 -----	16
第5 ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本） -----	16

第6	⑥ 許可・登録に関する証明書等の写し -----	16
1	建設業許可通知書の写し -----	16
2	更新前の建設業許可通知書の写し -----	16
3	営業所一覧表の写し -----	17
4	一部廃業届の写し -----	17
5	建築士事務所登録を証する書類の写し -----	17
6	測量業者登録通知書の写し -----	17
7	その他の登録に係る登録通知書の写し -----	17
8	登録更新前の登録書の写し -----	17
第7	⑦ 道税に滞納がないことの証明書 -----	17
第8	⑧ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 -----	18
第9	⑨ 誓約書 -----	18
第10	⑩ 社会保険等適用除外申出書 -----	18
第11	⑪ 建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票 -----	18
第12	⑫ 申請書類確認票 -----	24

I 入札参加資格審査のしくみ

第1 競争入札参加資格について

1 資格の種類

公社が発注する建設工事や設計などの競争入札の資格の種類は、建設業の許可を必要とする**建設工事**と、それ以外の**設計等**があります。

建設工事は、建築工事や農業土木工事など**7種類**、**設計等**は建築設計、監理及び土木設計や測量など**6種類**に分けて資格を定めています。

2 資格の要件

資格の要件には、共通の資格要件と、資格の種類ごとに定められた要件があります。

(1) 共通の資格要件

資格の種類に関係なく、次のア～エに該当しない者及びオ並びにカに該当する者が、競争入札の参加資格審査申請をすることができます。

ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ 契約に関する不正行為等により、競争入札への参加を排除されている者

オ 次に掲げる税に滞納がない者

① 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

② 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

③ 消費税及び地方消費税

カ 次に掲げる保険のすべてにおいて、届出の義務を履行している者（ただし、届出の義務のないものを除く。）

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 資格の種類ごとの要件

資格審査の基準日（**審査基準日**）は、建設工事・設計等とも**平成30年1月1日**です。

ア 建設工事の資格要件

次の①～③までのいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、希望する資格に対応する建設業の許可（P 4 [表-1] を参照してください。）のうちいずれかを有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。
- ② それぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、総合評定値（P 点）の通知を受けており、かつ、その通知の基準日（＝決算日）が平成 28 年 9 月 2 日以降の日であること。
- ③ ②の経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、完成工事高があること。

！ 建設工事の資格要件Q&A

- Q 1 建築工事業の許可を受けたのが10年前で、電気工事業の許可を受けたのが1年前ですが、建築工事と電気工事の資格を希望することができますか？
- A 1 建築工事業は2年以上その事業を営んでいるので建築工事の資格を希望することはできますが、電気工事については、2年以上その事業を営んでいないため電気工事を希望することはできません。
- Q 2 建築工事業と電気工事業の許可を有して2年以上その事業を営んでいますが、建築工事業しか経営事項審査を受けていません。この場合、建築工事と電気工事の資格を希望することができますか？
- A 2 建築工事業と電気工事業の許可を有して2年以上その事業を営んでいても、建築工事業しか経営事項審査を受けていない場合は、建築工事の資格を希望することはできますが、電気工事の資格を希望することはできません。
- Q 3 申請する日において、基準日が平成 29 年 3 月 31 日の経営事項審査の結果通知を有していますが、その結果通知の舗装工事の完成工事高が“0”の場合は、舗装工事の資格を希望できますか？
- A 3 経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期及び基準決算期以前の決算期のいずれにも完成工事高が無い場合、舗装工事の資格を希望することはできません。
- Q 4 経営事項審査の結果通知において、保険のいずれかに加入無がありますが、その後加入しました。この場合は申請することはできますか？
- A 4 資格審査の基準日（審査基準日）までに加入していることが確認できれば、申請することができます。

イ 設計等の資格要件

a 6種類のそれぞれの資格に共通する要件

次の①～②までのいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ② 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。

b 建築設計及び建築の工事監理の資格要件

a の①～②までのいずれにも該当し、かつ、建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていることが必要。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではありません。

c 測量の資格要件

a の①～②までのいずれにも該当し、かつ、測量法による測量業者の登録を受けていることが必要。

3 資格の有効期間

平成 30 年の当初に行う資格審査（P 6 を参照してください。）における競争入札参加資格の有効期間は、平成 30 年度の 1 年間（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）です。

[表-1] 資格の種類

〔建設工事〕

	資格の種類	左の種類に対応する建設業の許可業種	主な工事の内容
1	農業土木工事	<ul style="list-style-type: none"> ○土木工事業 ○とび、土工工事業 ○石工事業 ○水道施設工事業 ○造園工事業 ○解体工事業 	畜産公共事業等に係る土木工事をいいます。
2	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ○建築工事業 ○大工工事業 ○左官工事業 ○とび、土工工事業 ○石工事業 ○タイル、レンガ、ブロック工事業 ○鋼構造物工事業 ○防水工事業 ○内装仕上工事業 ○建具工事業 ○清掃施設工事業 ○屋根工事業 ○板金工事業 ○ガラス工事業 ○鉄筋工事業 ○解体工事業 	畜産公共事業等に係る建築工事（木材、鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロック）及びその他の建築工事をいいます。
3	舗装工事	○舗装工事業	畜産公共事業等に係るアスファルト舗装工事等をいいます。
4	電気工事	<ul style="list-style-type: none"> ○電気工事業 ○消防施設工事業 ○電気通信工事業 	畜産公共事業等に係る屋内外電気設備及び幹線工事等をいいます。
5	管工事	<ul style="list-style-type: none"> ○管工事業 ○水道施設工事業 ○消防施設工事業 ○清掃施設工事業 ○さく井工事業 ○熱絶縁工事業 	畜産公共事業等に係る屋内外給排水、冷暖房、ガス、消火、空気調和、衛生設備工事等をいいます
6	機械器具設置工事	○機械器具設置工事業	畜産公共事業等に係る搾乳施設、糞尿搬出施設等の設置工事をいいます
7	鋼橋上部工事	○鋼構造物工事業	鋼橋製作者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版工、舗装工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事をいいます。

[設計等]

	資格の種類	左の登録に必要な資格	主な業務の内容
1	土木の設計		土木施設物（本表建設工事のうち建築士の資格を必要とする建築物以外のすべての施設物）の設計をいいます。
2	建築の設計	建築士事務所（1級及び2級）※建築設備設計のみの場合を除く	建築物の設計をいい、建築設備の設計を含みます。
3	建築の工事監理	建築士事務所（1級及び2級）	建築物の工事監理をいいます。
4	地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含みます。
5	測量	・ 測量業者	一般測量のほか航空測量も含みます。
6	技術資料作成		建築設計、土木設計、測量及び地質調査等の上記に掲げる資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピューターを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請書作成業務、台帳補正、竣工平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等をいいます。

第2 資格審査の申請について

1 申請の受付

資格審査申請の受付は、下記の期間内に行いますので、公社の競争入札参加資格を希望する方は、この期間内に申請をしてください。

なお、郵送又はファクシミリによる申請書類の提出は認めていませんので、必ず申請書類を持参の上、受付場所に提出してください。

また、申請書類に記載された内容に疑義が生じたり、訂正を要する場合などには、その説明や再提出を求めることがありますので、受付期限を考慮して、できる限り申請内容の説明ができる方が持参するようにしてください。

(1) 受付期間

平成30年1月15日(月) から

平成30年1月26日(金) まで

(注) 1 土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

2 受付時間は、9:30~12:00, 13:00~16:30までです。

3 受付期間内に2回以上の申請(変更・追加)はできません。

4 申請にあたっては、事前に連絡の上、受付日時を決定してください。

(2) 受付場所

資格審査申請書の受付窓口は次のとおりとなりますので、所在地等を確認の上、提出してください。

なお、不明の点についても同窓口へお問い合わせください。

道外業者・石狩振興局管内業者	… 本 所	総務部管理課
空知総合振興局管内業者	… 道央支所	業務農地課
上川総合振興局管内業者	… 上川支所	業務農地課
渡島総合振興局、檜山振興局管内業者	… 道南支所	業務農地課
後志・胆振総合振興局、日高振興局管内業者	… 日胆支所	業務農地課
十勝総合振興局管内業者	… 十勝支所	業務農地課
釧路総合振興局管内業者	… 釧路支所	業務農地課
根室振興局管内業者	… 根室支所	業務農地課
オホーツク総合振興局管内業者	… 北見支所	業務農地課
宗谷総合振興局、留萌振興局管内業者	… 道北支所	業務農地課

(注) 1 本所及び支所の住所・電話番号については、P7 [表-2] を参照してください。

[表-2]

競争入札参加資格審査申請の受付を行う本所・支所の所在地

本所	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23	北海道通信ビル内 TEL (011-241-7561)
道央支所	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1	空知農業会館内 TEL (0126-23-2178)
上川支所	〒070-0030 旭川市宮下通14丁目右1号	農業会館内 TEL (0166-25-2613)
道南支所	〒040-0073 函館市宮前町33番13号	道南農業会館内 TEL (0138-44-5600)
日胆支所	〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号	日胆農業会館内 TEL (0144-32-8171)
十勝支所	〒080-0013 帯広市西3条南7丁目14番地	農協連ビル内 TEL (0155-24-0254)
釧路支所	〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地	釧路農業会館内 TEL (0154-22-1538)
根室支所	〒086-1006 標津郡中標津町東6条南1丁目2番地	根室農業会館内 TEL (0153-72-3296)
北見支所	〒090-8650 北見市とん田東町617番地	北見農業管理センター内 TEL (0157-25-2826)
道北支所	〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号	宗谷農業会館内 TEL (0162-33-3321)

2 申請の方法

資格審査の申請は、次の申請書類を作成し、受付期間内に定められた受付場所に提出することにより行わなければなりません。

なお、希望する資格の種類等によって、(1)提出書類のほか、(2)提示書類（提出は必要ありませんが、申請受付時に確認するもの）がありますので、ご注意ください。

(1) 提出書類

	書 類	建設 工事	設計 等	摘 要	頁
①	建設工事等競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)	◎	◎		15
②	経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の写し(別記第2号様式)	◎			15
	社会保険等に参加したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書の写し	○		経審で社会保険等に未加入があり、審査基準日までに加入した場合【原本提示】	15
③	事業経歴書		◎		15
④	身分証明書(個人事業主の方)	○	○	写し可。	16
⑤	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人の方)	◎	◎	写し可。非営利法人(財団法人等)及び森林組合は、定款及び貸借対照表。	16
⑥	建設業許可通知書の写し	◎		変更届の写し。	16
	更新前の建設業許可通知書の写し	○		有効な許可通知書で2年以上の事業継続が確認できない場合。	16
	営業所一覧表の写し	◎			17
	一部廃業届の写し	○			17
	建築士事務所登録申請書(控)等の写し(建築設計を希望する方)		○		17
	測量業者登録通知書の写し(測量を希望する方)		○		17
	各種登録通知書通知書の写し(土木設計、地質調査、技術資料作成を希望する方)		○		17
⑦	道税に滞納がないことの証明書	◎	◎	原本の提示があれば写し可	17
⑧	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	◎	◎	原本の提示があれば写し可	18
⑨	誓約書(別記第17号様式)	◎	◎		18
⑩	社会保険等適用除外申出書(別記第16号様式)		○		18
⑪	建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票(別記第4号様式)	◎	◎	A3版で2部提出。	18
⑫	申請書類確認票	◎	◎		24

(協同組合の方は、上記書類のほか次の書類が必要です)

⑬	組合構成員名簿	◎	◎		11
⑭	官公需適格組合証明書(証明を受けている場合)	○	○		11
⑮	当該組合の定款	◎	◎		11

注1 ◎は、全ての方が提出する書類です。

○は、該当する方が提出する書類です。

注2 ①～⑩、⑬～⑮の書類は、市販のファイル(A4-Sサイズのフラットファイル等)を用意していただき、綴じ込んで提出してください。

⑪～⑫の書類は、ファイルに綴じ込まずに提出してください。

注3 提出書類は、希望する資格の種類等により異なりますので、詳しくは「Ⅱ 申請書類の作成要領」をご確認ください。

注4 提出書類のうち①・③、⑨～⑫の書式については、公社ホームページよりダウンロードして作成してください。

注5 ⑪の「付票」は、必ずA3版で提出してください。提出する2部のうち1部は申請者控えとして受付後にお返しします。

注6 資格決定通知書送付のため、返信用封筒(長形3号サイズ程度)を1枚提出してください。また、あて先は申請書に記入した「所在地・商号又は名称・代表者」を明記の上、切手を貼付してください。

(2) 提示書類 (申請受付時に原本を確認するもの)

	書 類	建設 工事	設計 等	摘 要
①	審査基準日において、引き続き1年以上前からその事業を営んでいることを証する書類		◎	希望する資格の種類ごとに、審査基準日から <u>1年以上前に履行(完了)した業務に係る契約書又は請書</u> を提示してください(主なもの1件)。 または、各種登録規定による登録があり、その登録が1年以上である場合は、登録証等の写し。
②	審査基準日の直前1年間に事業高があったことを証する書類		◎	希望する資格の種類ごとに、審査基準日の <u>直前1年間に履行(完了)した業務に係る契約書又は請書</u> を提示してください(主なもの1件)。
	社会保険等の加入状況が確認できる書面(設計等のみを希望する方) ※提出書類⑨社会保険等適用除外申出書により申し出た保険を除く		○	社会保険及び雇用保険の加入状況が確認できる次の書面を <u>保険料領収書と併せて提示</u> してください。 【社会保険】(健康保険・厚生年金保険) 「納入告知書」、「資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書」、「適用通知書」等 【雇用保険】 「概算・確定保険料申告書」及び「領収済通知書」、「適用事業所設置届」等

注1 ◎は、全ての方が提示する書類です。

○は、該当する方が提示する書類です。

注2 提示書類は、原則、原本をご用意ください。

やむを得ない事情により原本の提示が困難な場合は、提示書類の写しに原本と相違ない旨、
代表者の記名押印による証明をしてください。

第3 協同組合等について

中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」という。）については、資格の要件や申請書類などに異なる取扱いがあります。

1 資格要件の特例

協同組合等が次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件（P 1～3を参照してください。）のうち営業年数に係る資格要件は適用されません。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合で、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

また、(1)に該当する場合は、設計等の資格要件のうち、事業に係る売上高について、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計とすることができる。

2 申請書類

協同組合等については、定められた提出書類（P 8を参照してください。）のほか、次の書類が必要となります。

- (1) 組合構成員名簿 … 組合構成員全員について次の事項を記載した名簿を提出してください。
 - ・ 会社の資格者番号（有資格者のみ）（例：0101999）
 - ・ 商号又は名称
 - ・ 所在地
 - ・ 電話番号
 - ・ 許可登録に関する番号・年月日（例：般-28 石第 1234 号）
- (2) 官公需適格組合証明書 … 経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出してください。
- (3) 当該組合の定款

3 審査方法

協同組合等の客観的要素の審査は、当該組合について算出した数値により行います。

ただし、評定数値の調整を希望する場合にあっては、当該組合について算出した数値と当該組合の組合員（上位2分の1以内の資格者又は申請者である組合員をいい、端数の生じるときは切り捨てる。）ごとに算出されたものの平均値のいずれか有利な数値を使用します。

※ 評定数値の調整・・・評定数値の20パーセントの範囲内において、直近上位等級になるよう調整します。

（格付対象工事の資格を希望する場合のみ該当）

第4 契約履行が可能な地域及び所管する発注支所について

公社の建設工事等の発注は、各支所で行っています。

建設工事・設計等の資格は、これら全ての支所において共通な資格ですが、発注者が資格者を指名して行う指名競争入札においては、資格者のいわゆる営業地域等が契約の適正な履行を確保する上で重要となってきます。

そのため、競争入札の場合において、契約履行が可能な地域を（総合）振興局ごとに示していただきます。

※ 別記第1号様式2項に○印を記載してください。

(以下、第5から第7までは、資格決定後に該当する方のみ提出等が必要となる書類です。)

第5 再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うことができます。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員（競争入札参加資格を有する組合員に限ります。）を変更したとき。
- (3) 競争入札参加資格を有する者が会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続の開始決定を受けたとき。

※ 再審査の申請については、公社本所総務部管理課にご相談ください。

※ (3)の取扱いについては、ヒアリング等の個別の対応が必要となりますので、事案が発生した場合は速やかに公社本所総務部管理課にご相談ください。

第6 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、申請内容の変更の届出をしなければなりません。

- (1) 商号又は名称に変更があったとき
- (2) 組織に変更があったとき（協同組合等にあつては構成員に変更があったとき）
- (3) 代表者に変更があったとき
- (4) 所在地・電話番号等に変更があったとき
- (5) 建設業の許可及びその他の登録等に関する事項に変更があったとき（更新含む）
（新たに経営事項審査結果通知を受けた場合は、提出の必要はありません。）
- (6) 道内の支店・営業所に関する事項に変更があったとき
- (7) 資格を辞退するとき
- (8) その他「建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票」の記載内容に変更があったとき（契約履行が可能な地域を追加・変更するとき、資本金を変更したとき、技術職員数（道内有資格者）が変更となったとき等を含みます。）

1 変更の届出

変更の届出は、競争入札参加資格関係事項変更届（別記様式）を作成し、変更事項によってその事実を証する書類を添付して、公社本所又は支所の受付窓口に提出してください。

2 留意事項

変更事項によっては、添付書類が不要な場合があります。詳しくは〔表－3〕を参照してください。

なお、変更があったときに施工中の工事などがある場合は、発注支所の契約担当者に連絡をして指示を受けてください。

〔表－3〕 変更届の添付書類

変更事項	添付書類			摘 要
	許可登録通知 書写し又は変更届等 注1	年間委任状	その他	
1 商号・名称	○	注3		
2 組織	○	注3		会社組織の変更 (有)→(株)など
3 代表者	○	注3		職名を併記
4 所在地	○	注3		郵便番号を併記
5 電話番号	○			
6 許可・登録等に関する事項				
許可更新	○			更新後の有効期間の初日以降に届出
許可換え	○			許可行政庁の変更 知事→大臣、大臣→知事
許可番号	○			主たる営業所所在地の移転
許可の業種・区分	○		注2	業種の追加・廃業、許可期限切れ、区分の変更（一般→特定、特定→一般）
7 道内支店・営業所に関する事項				
所在地		注3		郵便番号を併記
電話番号				
技術職員数（道内有資格者）			注4	
8 資格の辞退			注5	

注1 許可及び登録に関する通知書又は変更届（許可行政庁等の受理済印のあるもの）がない場合は、変更内容のわかる登記事項証明書等の写しを添付してください。

注2 許可を受けている建設業を廃業した場合は、廃業届の写しを提出してください。

注3 委任行為がある場合のみ提出してください。

注4 当初提出した「競争入札参加資格審査申請書付票」の写しを、「営業所別技術職員数」や「資格等保有者数（道内関係分）」等の該当部分の変更内容（人数等）がわかるように修正（赤ペン二本訂正等による見え消し）の上、添付してください。

注5 許可又は登録を廃業した場合は、廃業届の写しを添付してください。

※ 郵送により変更届を提出する場合で、変更届の写し（受理印のあるもの）を必要とするときは、返信用の封筒（要切手貼付）を同封してください。

第7 年間委任状について

年間委任状については、本店の代表者が道内の支店又は営業所の代表者に1年（度）間通じて入札・見積、契約の締結・代金の請求・受領などの権限を委任する場合に、公社本所又は支所に提出してください。

また、年間委任状の委任期間は1年間 限り（翌年の3月31日まで）としてください。

委任状提出後、本店の代表者（委任者）及び権限を委任された道内の支店又は営業所の代表者等（受任者）が変更となった場合などは、改めて年間委任状を公社本所又は支所に提出してください。

Ⅱ 申請書類の作成要領

第1 ① 建設工事等競争入札参加資格審査申請書

記載要領

- 1 年 月 日 … 申請書の提出年月日（又は作成）を記入してください。
- 2 所 在 地 … 法人は本店の、また、個人はその本拠となっている住所を記入してください。
- 3 商号又は名称 … 法人は登記されている商号を、また、個人は登録している名称を記入してください。
- 4 代 表 者 … 法人は代表する役職名と氏名を、また、個人は戸籍上の氏名を記入してください。（代表者が複数いる場合は、当該資格を所掌する代表者を記入）
- 5 印 … 代表者印を押印してください。
- 6 電 話 番 号 … 代表する電話番号を記入してください。
- 7 希望する資格 … 希望される資格に○印を記入してください。
- 8 契約履行が可能な地域 … 契約履行が可能な地域に○印を記入してください。

第2 ② 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

なお、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）は、平成 28 年 9 月 2 日以降を審査基準日とするものでなければなりません。（平成 28 年 9 月 2 日以降を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）

【注意してください！】

「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。

経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の「その他の審査項目（社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、保険に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書の写しの提示により確認します。

- ・加入を確認できる書類【原本提示】～ 健康保険・厚生年金保険新規適用届の控え
雇用保険適用事業所設置届の控え

第3 ③ 事業経歴書（設計等の資格を希望する場合のみ）

- 1 設計等の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
- 2 直前1年度決算期分の事業経歴書を、希望する資格ごとに別葉で作成してください。記載内容については、主なものを10件程度まで記載していただき、残りは「その他○件」として一括記載が可能です。（「業務委託料の額」欄は、税抜きの金額を記入）
- 3 未成事業は、記載できません。

- 4 資格の種類は、土木設計、建築設計、工事監理、測量、地質調査、技術資料作成の6種類です。希望する資格のみ作成してください。
- 5 独自に作成した事業経歴書がある場合、この様式の内容が備わっていれば、それをもって代えることができます。

第4 ④ 身分証明書

- 1 申請者が、個人の場合にのみ提出してください。
- 2 申請者の住所を管轄する市区町村長が発行するものです。
- 3 申請日前3月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出してください。

第5 ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

- 1 申請者が法人の場合は必ず提出してください。
- 2 法務局に登録された商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定する登記事項証明書をいいます。
- 3 申請日前3月以内のもので、履歴事項全部証明書の原本又は写しのいずれかを提出してください。
- 4 非営利法人（財団法人等）及び森林組合の方が申請される場合は、登記事項証明書に代えて、定款（又は寄付行為）及び貸借対照表を提出してください。

第6 ⑥ 許可・登録に関する証明書等の写し

1 建設業許可通知書の写し

建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

審査基準日に有する建設業の許可年月日、許可番号、許可業種を確認するほか、許可業種について許可年数が2年以上あることの確認も行います。

なお、許可に関する事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面（許可の変更届の写し等）を提出してください。

2 更新前の建設業許可通知書の写し

上記1で提出する建設業許可通知書の許可業種について、審査基準日が有効期間の初日から2年に満たない場合は、それ以前から当該許可を受けていた、更新前の建設業許可通知書の写し（許可更新時において既に許可を受けていた建設業許可通知書の写し）を提出してください（許可期間の単純更新、許可業種の追加、許可区分の変更等）

(例) 基準日：H30.4.1

	許可業種	更新日	添付書類
例1	土木工事業 とび・土工工事業	H29.10.1 (同上)	更新前の許可通知書 (H24.10.1～H29.9.30) (同上)
例2	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	H26.2.1 H28.10.1 H29.10.1	不要 更新前の許可通知書 (H23.10.1～H28.9.30) 更新前の許可通知書 (H24.10.1～H29.9.30)

3 営業所一覧表の写し

建設工事の資格を希望する場合は、営業所一覧表（建設業許可申請書様式第一号別紙二（1）又は（2））の写しを提出してください。

なお、営業所に関する事項に変更がある場合は、当該変更事項を証する書面（許可の変更届の写し等）を提出してください。

4 一部廃業届の写し

一部廃業の届出（建設業者が有している許可の一部を廃業した場合に国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た「廃業届」（様式二十二号の四）をいいます。）を行った場合は、許可行政庁の受理済印のある「申請者用控」の写しを必ず提出してください。

5 建築士事務所登録を証する書類の写し

建築士法による建築士事務所登録申請書（登録担当行政庁又は指定事務所登録機関の受領済印のある申請者控）などの写しをいいます。建築設計の資格を希望する場合（建築設備のみの設計を業とする者は除く。）は、必ず提出してください。

なお、建築設備のみの設計を希望する場合であっても、建築士事務所登録をしている場合は、同様に提出してください。

6 測量業者登録通知書の写し

測量法により国土交通大臣の発行する「測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）」をいいます。測量の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

7 その他の登録に係る登録通知書の写し

建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタント又は計量証明事業登録規程による登録を受けている場合の「登録通知書」をいいます。土木設計、地質調査又は技術資料作成の資格を希望する場合は、これらの登録を受けている方は、写しを提出してください。

第7 ⑦ 道税に滞納がないことの証明書

- 1 証明が必要な税目は、市町村長が賦課徴収する個人道民税を除いた、すべての道税です。
- 2 添付していただく納税証明書は、申請日前3月以内のものに限ります。
- 3 納税証明書の請求窓口は、各総合振興局（振興局）税務課又は道税事務所です。
最寄りの窓口で、資格審査申請に使用する旨伝えて請求してください。
- 4 交付請求書の記載方法は、次のとおりです。

「証明書の使用目的」欄・・・「資格審査請求（道税等に滞納がない証明）」を選択してください。

※「指名願」ではありませんので注意してください。

「証明事項」欄・・・・・・・・・・「道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について滞納がないこと」を選択してください。

「税目」「年度及び区分」欄・・記載しないでください。

- 5 北海道に納税義務がない方は、本店が所在する都府県の法人事業税に滞納がないことが確認できる納税証明書を添付してください。
- 6 申請書に納税証明書の写しを添付する場合は、申請当日に必ず原本を提示してください。

第8 ⑧ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

- 1 証明が必要な税目は、消費税及び地方消費税です。
- 2 添付していただく納税証明書は、申請日前3月以内のものに限ります。
- 3 納税証明書の請求先は、所管する各税務署で「納税証明書その3」又は「その3の3」（法人用）、「その3の2」（個人用）と指定して請求してください。
- 4 申請書に納税証明書の写しを添付する場合は、申請当日に必ず原本を提示してください。
- 5 国税電子申告・納税システム（e-Tax）による電子納税証明書で提出する場合は、「ファイルの入ったCD-R等」と「プリントアウトした納税証明データシート」の両方を提出してください。

第9 ⑨ 誓約書

全ての方が提出してください。

第10 ⑩ 社会保険等適用除外申出書

設計等6種のみを希望する申請者のうち「適用除外」に該当する方は、申請時点において健康保険・厚生年金保険・雇用保険の規定による届出義務が無いことを証するため、別記第16号様式を提出してください。

第11 ⑪ 建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票

建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票は、**A3版**で**2部**コピーし、持参してください。そのうち1部は、受付後に申請者控えとしてお返しします。

付票に使用できる文字は、JIS第一水準・第二水準に規定されている文字に限りますので、それ以外の文字については、類似漢字若しくはひらがなに置き換えてください。

申請書付票の記入内容について、項番の順に説明します。

【申請年月日】

申請書の提出年月日を記入してください。

01 項番 【商号又は名称】

- (1) 商号又は名称を記入してください。

(2) 法人の株式会社などは、カッコ付き略号を用いて、1カラム目からカッコを1文字として記入してください。

(3) 濁音、半濁音のついているカタカナ、ひらがな又はアルファベットも1文字として記入してください。

(4) 協同組合、企業組合、協業組合などについては、次の例のように略号を用いフルネームで記入してください。

〈略号の例〉

株式会社～(株)、有限会社～(有)、合資会社～(合)、合同会社～(同)、
合名会社～(名)、協同組合～(協)、企業組合～(企)、協業組合～(業)、
一般財団法人～(一財)、一般社団法人～(一社)、公益財団法人～(公財)、
公益社団法人～(公社)、特例財団法人～(財)、特例社団法人～(社)

(5) 屋号を使用している場合は、ひらがなに読み換えて記入してください。

〈例〉 まる一、かね徳、やま上

(6) フリガナについては、カタカナで商号又は名称についてのみカラム数まで記入してください。
(株式会社などは記入不要です。)

(7) カラムが足りない場合は、カラム数まで記入し、カラムの足りない分を欄外に記入してください。

02 項番 【代表者】

(1) 法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合にはその者の氏名を左ヅメで記入し、それぞれ姓と名の間は1カラム空けてください。

(2) 濁音、半濁音のついている文字は、1文字として1カラムに記入してください。

(3) フリガナも忘れずにカタカナで記入してください。

(4) 役職名についてもカラム数まで記入してください
なお、個人の場合は「代表」と記入してください。

03 項番 【住所及び電話番号等】

(1) 営業所等の名称

ここでいう、「主たる営業所」とは、建設工事を希望される方は建設業許可申請書営業所一覧表(様式第一号別紙二(1)又は(2))の「主たる営業所」欄に記載されているもの、設計等を希望される方は登記簿の本店欄に記載されているものをいいます。

ア 「所在地」欄には、市町村名(道外業者は都府県名)から記入してください。

なお、道内業者の場合は郡名を省略してください。

また、ビルに入居の場合は、入居しているビルの名称も記入してください。

条・丁目・番地等に使用する数字は、算用数字を用いてください。

イ カラム数に収まらない場合は、郵便物が到達する程度に略してください。

ウ 電話番号については、市外局番、局番及び番号を「-」でつなぎ左ヅメで記入してください。

エ 「営業所別技術職員数(道内有資格者)」欄は、道内に所在する本店に配置する技術職員(有資格者)の人数を記入してください。(道外企業の方は記入する必要はありません。)

※「技術職員(有資格者)」とは、13項番【資格等保有者数(道内関係分)】欄に記載された

各資格の保有者（実人数）のことをいいます。

(2) 道内支店・営業所等

道内に所在する支店・営業所等について、名称、所在地、郵便番号、電話番号をそれぞれ記入してください。

「支店等の建設業法第3条許可の有無」欄には、その支店等が建設業法第3条の許可を有している場合に、「1」を記入してください。

※ 建設業許可申請の際に「事実上」「登記上」の本店・本社に区分されている方で、登記上の本店が、同法3条の許可を有している場合は「2」を記入してください。

「営業所別技術職員数（道内有資格者）」欄については、支店・営業所別等に配置する技術職員（有資格者）を記入し、その計の欄の人数は06項番の技術職員数（有資格者）と一致することになります。

(3) 舗装プラントの所在地（道内のみ）

ア 道内における舗装プラントの所在地を3カ所まで記入してください。

イ 他社と共有するプラントを有する場合は、その旨を明記してください。

ウ 郡名を省略して市町村名から地番まで記入してください。

(4) 鋼橋上部の製作工場の所在地（道内・道外）

ア 鋼橋上部の製作工場を有する場合は、所在地が道外・道内にかかわらず、2カ所まで記入してください。

イ 郡名を省略して市町村名（所在地が道外の場合は都府県名）から地番まで記入してください。

04 項番 【建設業許可・経審】

(1) 審査基準日に許可を受けている業種全部について、当該業種欄には一般の許可の場合は「1」を特定の許可の場合は「2」を記入してください。

(2) 「経審」欄は、経営事項審査を受けた許可業種についてのみ、当該業種欄に「1」を記入してください。

なお、経営事項審査を受けている業種で、許可を受けてから2年未満のものは「2」を記入してください。

許可の種類と略号一覧表

略号	建設工事の種類	略号	建設工事の種類	略号	建設工事の種類
土	土木一式工事	鋼	鋼構造物工事	絶	熱絶縁工事
建	建築一式工事	筋	鉄筋工事	通	電気通信工事
大	大工工事	舗	舗装工事	園	造園工事
左	左官工事	しゅ	しゅんせつ工事	井	さく井工事
と	とび・土工・コンクリート工事	板	板金工事	具	建具工事
石	石工事	ガ	ガラス工事	水	水道施設工事
屋	屋根工事	塗	塗装工事	消	消防施設工事
電	電気工事	防	防水工事	清	清掃施設工事
管	管工事	内	内装仕上工事	解	解体工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	機	機械器具設置工事		

05 項番 【会社の規模等】

- (1) 会社の規模（資本金、全職員数、主な業種）を記入してください。
- (2) 「資本金」欄は、右ツメ千円単位で審査基準日の前日の払込済（登記済）資本金を記入してください。
〈株式会社〉 〈有限会社〉～登記上の資本金額（払込資本金）
〈合名会社〉 〈合資会社〉～貸借対照表の資本金額
〈財団法人〉 〈社団法人〉～貸借対照表の基本金額
〈社会福祉法人〉 ～貸借対照表の基金（基本財産）
〈特定非営利活動法人〉 ～貸借対照表の正味財産の金額
- (3) 「全職員数」欄は、建設工事部門にかかわらず、審査基準日現在において常時雇用されている人数を記入してください。（代表権を有する者を除いた職員数）
- (4) 「主な業種」欄については、次に該当する番号を記入してください。
 - 1…製造業・建設業・運輸業その他の業種（2～8に揚げる業種を除く。）
 - 2…卸売業
 - 3…サービス業（土木設計・測量・地質調査等）
 - 4…ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）
 - 5…ソフトウェア業又は情報処理サービス業
 - 6…旅館業
 - 7…協同組合等（官公需適格組合）
 - 8…協同組合等（官公需適格組合以外）
 - 9…非営利法人等（財団法人・社団法人・NPO等）

06 項番 【建設工事等に係る職員数】

- (1) 道内の欄には、審査基準日現在において常時雇用されている、道内の本店、支店、営業所等に勤務する技術職員を、技術職員（有資格者）と資格を有していない技術職員（その他）に区分し、その人数を記入してください。
※ 技術職員（有資格者）の欄の数字と 03 項番の「営業所別技術職員数（道内有資格者）」欄の合計欄の数字は一致することになります。
- (2) 道外の欄には、審査基準日現在における道外の本店、支店、営業所等に勤務する技術職員の数（資格の有無は問いません。）を記入してください。
また、内技術士の欄は、道外の技術職員のうち技術士の資格を有する方の人数を記入してください。
- (3) 全国技術職員数の欄は、道内技術職員数の合計欄①と、道外技術職員欄②の和を記入してください。
- (4) 技術職員数には役員を含みます。

07 項番 【共済組合等の加入状況】

加入している共済組合等についてその共済組合横のカラムに「1」を記入してください。

08 項番 【許可・登録】

許可・登録の番号及び年月日、有効年月日は、現在有している許可・登録通知等により記入してください。

記載にあたって、文字入力部分（全角）については左ヅメ、数字入力部分（半角）については右ヅメで記入し、左に余白ができた場合は全てに「0」を記入してください。

- (1) 建設業許可について、同一人が特定及び一般の両方を有している場合は、特定として記入し、許可年月日を複数有する場合は、先に取得した許可の日付を記入してください。

記入例《知事許可の石狩振興局管内特定第 879 号許可の場合》

(大臣…大、知事…知、特定…特、一般…般)

許可・登録番号					
1	知	特	2	7	石 000879

- (2) 建築士事務所登録

ア 次に掲げる区分により該当する数字を記入してください。

1 級建築士事務所…「1」、2 級建築士事務所…「2」、建築設備設計…「3」

イ 事務所登録を受けた機関が 2 以上ある場合は、本店所在地を所管する都道府県の登録番号を記入してください。

記入例：石狩振興局…石、東京都…東京

許可・登録番号					
6	1	石			018762

許可・登録番号					
6	1	東	京	ア	018762

09 項番 【経営事項審査の審査基準日】

申請書に添付した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の審査基準日を記入してください。

※ 設計等の資格のみを希望される方は記入不要です。

10 項番 【契約履行が可能な地域及び所管する発注支所】

資格の種類ごとに契約履行可能な地域及び所管する発注支所欄に「1」を記入してください。

11 項番 【希望する資格】

- (1) 「希望」欄には、希望する資格それぞれに「1」を記入してください。

資格の種類ごとに定められた要件（P 1～3 参照）を充たしていることが必要です。

- (2) 「完成工事高の有無」欄には、建設工事の資格（「1 建築工事」から「7 鋼橋上部工事」まで）については、申請書に添付した経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の完成工事高欄において、希望する資格に対応する建設工事の許可業種のいずれかに完成工事高があることを確認し「1」を記入してください。

また、「審査基準日直前の決算期の完成事業高」欄には、設計等の資格（「8 建築設計」から「13 技術資料作成」まで）を希望する場合には、「事業経歴書」に記入した合計金額を記入してください。

- (3) 「営業年数」欄には、審査基準日の前日まで通算した年数（1 年に満たない端数は切り捨て

る。)を右ツメで記入してください。

ア 「1 建築工事」から「7 鋼橋上部工事」については、対応する建設業の許可業種に関係なく、建設業の許可を受けてからの年数を記入してください。

この場合、審査基準日が経営事項審査の基準日と異なりますので経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の営業年数と異なる場合があります。

イ 「8 建築設計」から「13 技術資料作成」については、それぞれの資格ごとに営業年数を記入してください。

なお、資格要件として法令による登録を義務付けている資格(測量及び建築設計の建築士事務所)については、登録年数を記入してください。

12 項番 【機器の保有等】

アスファルトフィニッシャーを保有している場合は、「1」を記入してください。

なお、アスファルトフィニッシャーについては、自社保有だけでなく長期リース契約を締結しているなど、任意の期間使用することが可能な場合についても対象となります。

13 項番 【資格等保有者数(道内関係分)】

(1) 審査基準日現在における道内の本店、支店、営業所等に勤務する職員が有する資格ごとの人数を記入してください。

(2) 同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。

ア 同一資格で1級及び2級の資格を有している者については、1級として取り扱ってください。

イ 建築士については、1級の資格を有している者のうち、構造設計又は設備設計の資格を有する者の人数を、それぞれの資格別に内数で記入してください。

なお、構造設計及び設備設計の両方の資格を有する者についても、それぞれ資格別に記入してください。

記入例：

建 築 士	1 級	3
	〔構造〕 設計	3
	〔設備〕 設計	1
	2 級	
	木造	

1 級建築士 3 名のうち、
「構造設計」の資格者 2 名
「構造設計及び設備設計」の資格者 1 名の場合

(3) 資格者には道内に勤務する役員を含みます。

(4) 工事担当者については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第72条に規定される「A I・DD総合種」の資格を有している者の人数を「A I・DD総合種」の欄に、「A I第1種、A I第2種、A I第3種」の資格を有している者の人数を「A I種」の欄に、「DD第1種、DD第2種、DD第3種」の資格を有している者の人数を「DD種」の欄にそれぞれ記入してください。

(5) 監理技術者資格者証保有者とは、監理技術者資格者証の交付を受けている者をいいます。

なお、記入にあたっては、指定建設業のうち、土木工事、舗装工事、鋼構造物工事、建築工事、電気工事、管工事に関する資格者証を保有する人数となります。

例) 建築工事と管工事の資格者証を一人で保有している場合は、建築及び管の欄に各々「1」と記入し、実人数欄には「1」と記入します。

14 項番 【建設コンサルタント登録部門】

建設コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に「1」を記入してください。

15 項番 【補償コンサルタント登録部門】

補償コンサルタントの登録をしている場合は、登録通知書等により該当部門に「1」を記入してください。

16 項番 【計量証明事業者登録部門】

計量証明事業者登録をしている場合は、登録証により該当部門に「1」を記入してください。

17 項番 【社会保険等の加入状況】

加入又は適用除外になっている社会保険等について、その各種保険に該当する加入状況のカラムに「1」を記入してください。

記入例：

保険種別	加入	除外
健康保険	1	
厚生年金		1
雇用保険	1	

社会保険、雇用保険に加入し、厚生年金が適用除外の場合。

18 項番 【受付】

受付窓口で記入する欄ですので、申請者は記入する必要はありません。

第 12 ⑫ 申請書類確認票

全ての方が必ず提出してください。

申請書の提出前に、必ずチェック欄の「申請者」欄により申請書類をチェックの上、申請書とともに提出してください。

本票の提出がない場合は、申請受付時に記入してもらうことにより、受付が遅れることがあります。

申請書類に不備があった場合は、本票の連絡事項欄にその旨記載して返しますので、不足書類の提出とともに、必ず本票も再提出してください。

第13 申請書ファイル（表紙）

1 記入例

(背表紙部)		(表紙部)							
		<table border="1"><tr><td>商号又は名称の頭文字</td><td>ひらがな ほ</td></tr></table>	商号又は名称の頭文字	ひらがな ほ					
商号又は名称の頭文字	ひらがな ほ								
	<table border="1"><tr><td>ひらがな ほ</td></tr></table>	ひらがな ほ							
ひらがな ほ									
	<table border="1"><tr><td>商号又は名称 北海道農業建設株式会社</td></tr></table>	商号又は名称 北海道農業建設株式会社							
商号又は名称 北海道農業建設株式会社									
		<p>平成30年度 建設工事等競争入札参加資格審査申請書</p>							
		<table border="1"><tr><td>商号又は名称</td><td>北海道農業建設株式会社</td></tr><tr><td>所在地</td><td>札幌市中央区北5条西6丁目1番地23</td></tr><tr><td>※ 受付番号</td><td></td></tr></table>	商号又は名称	北海道農業建設株式会社	所在地	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23	※ 受付番号		
商号又は名称	北海道農業建設株式会社								
所在地	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23								
※ 受付番号									

2 記載要領

- (1) このファイル（表紙）は、申請書類を整理保管するために作成するものです。
- (2) 表面には、申請書に記入した「商号又は名称」・「所在地」を記入するとともに、「商号又は名称の頭文字」欄に頭文字1文字を記入してください。
- (3) 背表紙には、表面と同じ要領で「商号又は名称」・「頭文字」を記入してください。